

平成30年度第1回春日井市町名等審議会次第

日時 平成30年6月5日（火）

午後3時00分から

場所 行政委員会室（市役所3階）

次 第

1 会長及び副会長の選出

2 報告事項

会議の運営について

3 諮問事項

(1) J R春日井駅南東地区第一種市街地再開発事業に対応した字の区域の変更に
ついて

4 その他

平成30年度第1回

春日井市町名等審議会

日 時 平成30年6月5日(火)
午後3時00分から
場 所 春日井市役所 行政委員会室

30春都政第123号

平成30年5月18日

春日井市町名等審議会 様

春日井市長 伊藤 太



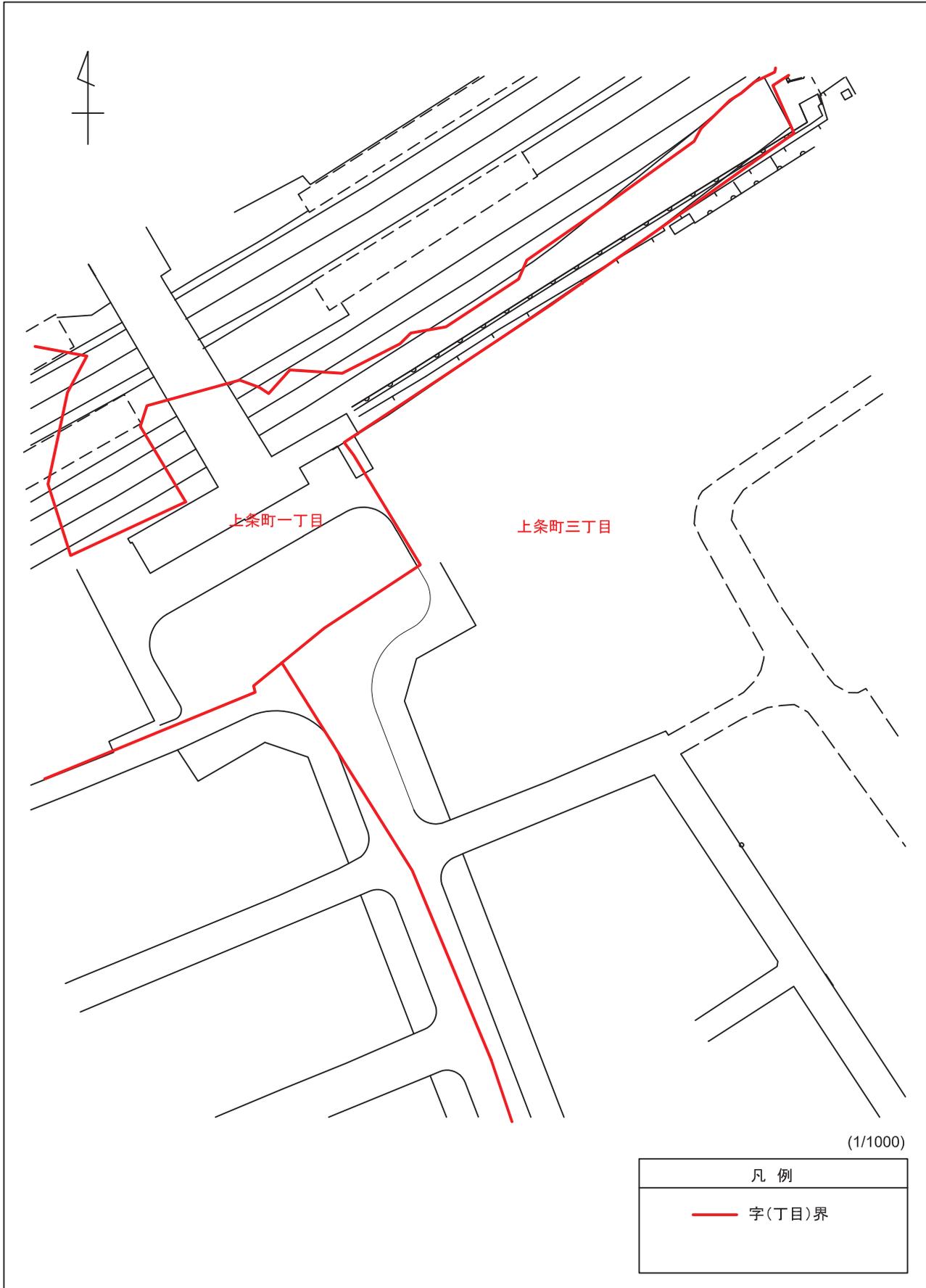
字の区域の変更について（諮問）

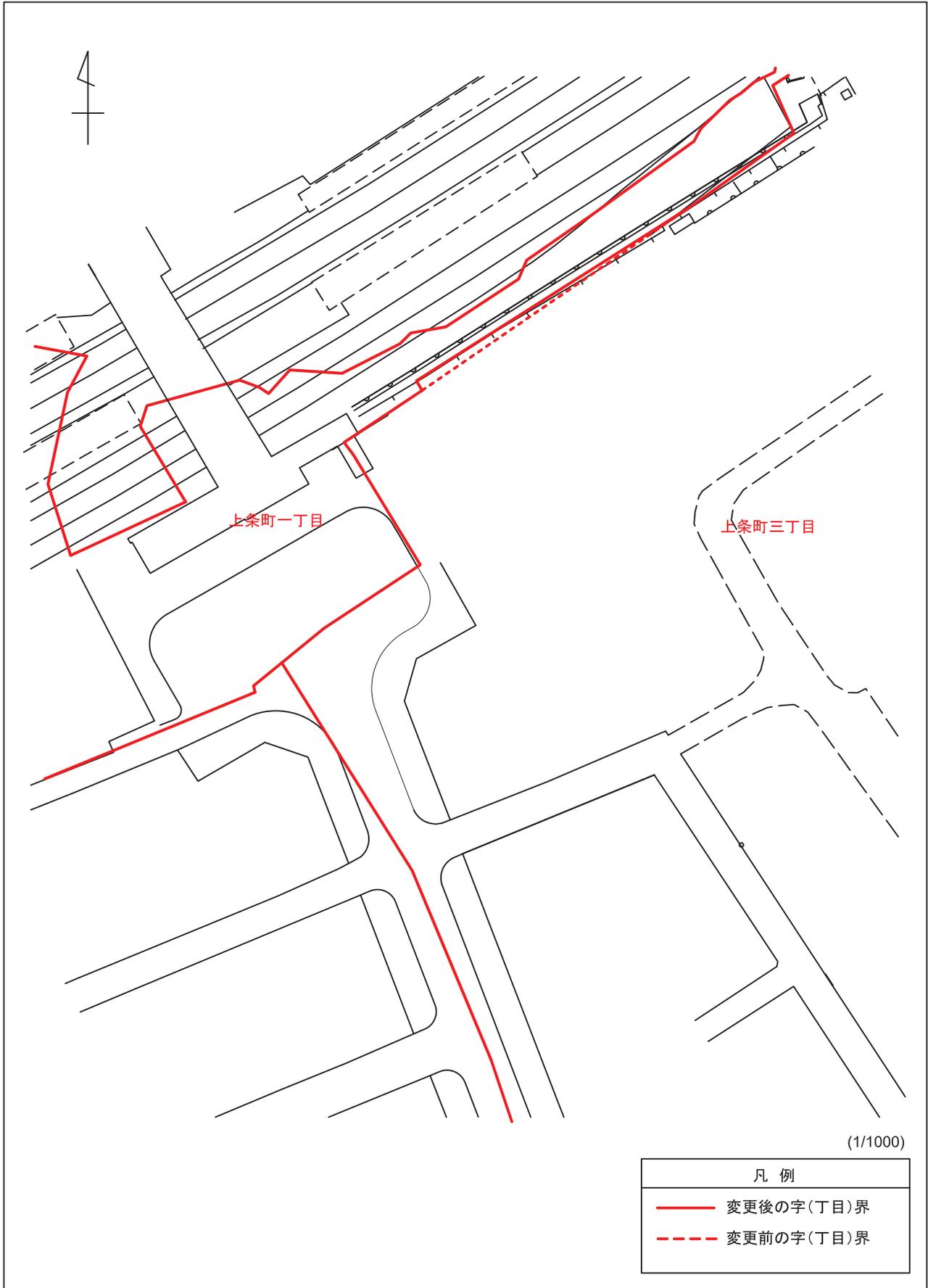
春日井市町名等審議会条例第2条に基づき、JR春日井駅南東地区第一種市街地再開発事業の施行に対応する字の区域の変更について貴審議会の意見を求めます。

諮問事項 1

J R 春日井駅南東地区第一種市街地再開発事業に対応した
字の区域の変更について（案）

J R 春日井駅南東地区第一種市街地再開発事業に対応するため、別図第
1 に示す区域において別図第 2 のように字の区域の変更を行う。





J R春日井駅南東地区第一種市街地再開発事業の概要

【事業概要】

事業名称 J R春日井駅南東地区第一種市街地再開発事業

施 行 者 J R春日井駅南東地区市街地再開発組合

施行面積 約0. 6 h a (別紙図面のとおり)

施行年度 平成29～33年度 (予定)

【関係法令等概要】

都市再開発法

(施設建築敷地)

第七十五条 権利変換計画は、一個の施設建築物の敷地は一筆の土地となるものとして定めなければならない。

不動産登記法

(合筆の登記の制限)

第四十一条 次に掲げる合筆の登記は、することができない。

(中略)

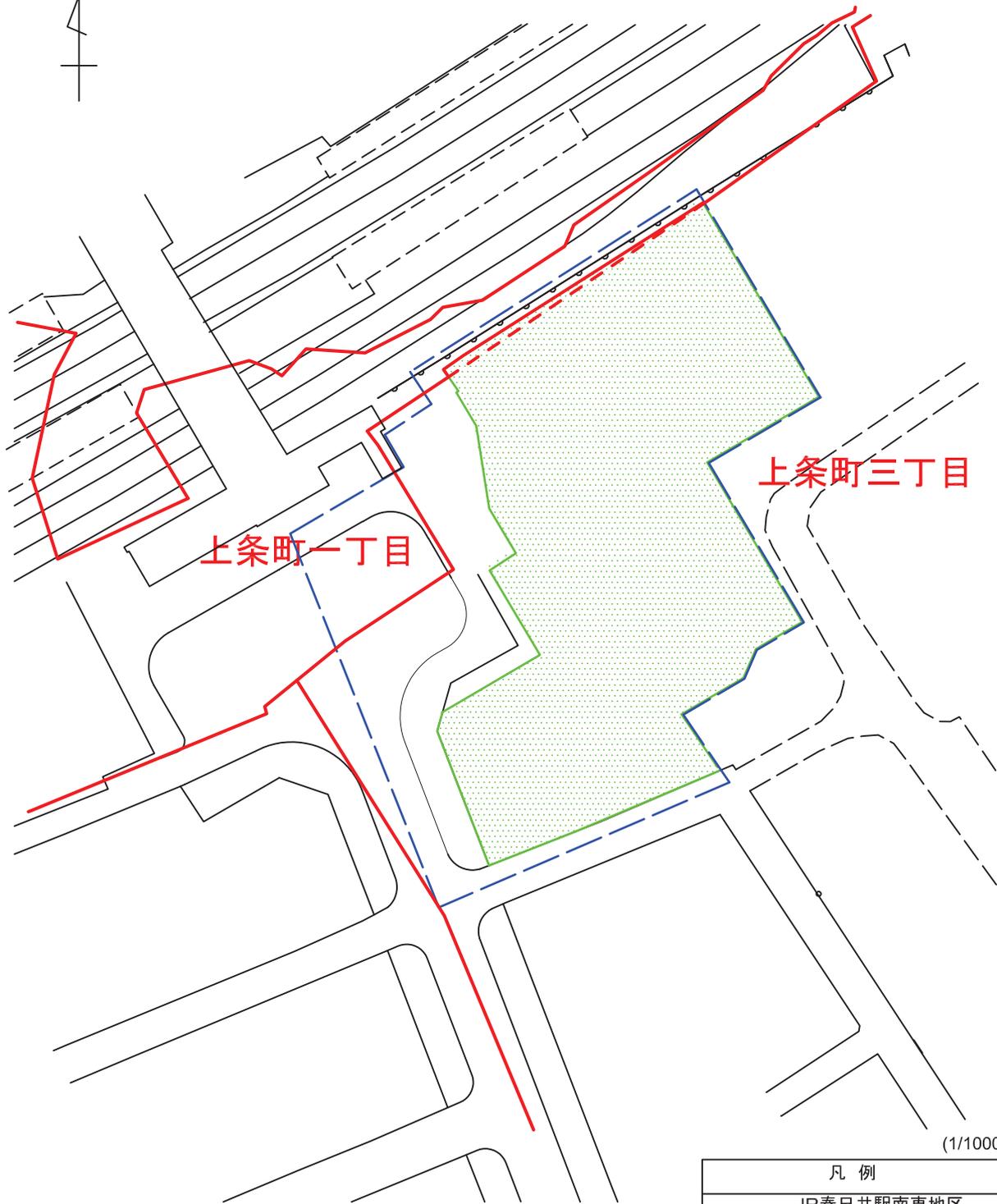
二 地目又は地番区域が相互に異なる土地の合筆の登記

(以下略)

不動産登記規則

(地番区域)

第九十七条 地番区域は、市、区、町、村、字又はこれに準ずる地域を
もって定めるものとする。



(1/1000)

凡例

-  JR春日井駅南東地区
第一種市街地再開発事業
における施設建築物の敷地
-  JR春日井駅南東地区
第一種市街地再開発事業
における事業施行区域
-  変更後の字(丁目)界
-  変更前の字(丁目)界

○春日井市町名等審議会条例

昭和49年 3 月 30 日

条例第23号

改正 平成20年12月19日条例第41号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、春日井市町名等審議会に関する事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 市長の諮問に応じて、次の各号に掲げる事項について必要な調査及び審議を行うため、春日井市町名等審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- (1) 町名の変更に関する事。
- (2) 町の区域の設定、変更及び廃止に関する事。
- (3) 住居表示制度の実施に関する事。

(委員)

第3条 審議会は、委員12名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市議会の議員
- (2) 公共的団体等の役員又は職員
- (3) 学識経験者
- (4) 市職員

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(臨時委員)

第5条 審議会に特別の事項を調査及び審議する必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

(会長及び副会長)

第6条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、会長の決するところによる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、まちづくり推進部において行う。

(平20条例41・一部改正)

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか審議会の運営に関し、必要な事項は別に市長が定める。

附 則

この条例は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年条例第41号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

春日井市町名等審議会委員名簿

平成30年5月16日現在

役職	氏名	備考
1号委員	長谷和哉	市議会議員
1号委員	丹羽一正	市議会議員
1号委員	内田謙	市議会議員
2号委員	木野瀬吉孝	春日井商工会議所副会頭
2号委員	長谷川浩敏	尾張中央農業協同組合代表理事組合長
3号委員	丹下博秀	名古屋法務局春日井支局長
3号委員	亀山敏和	日本郵便株式会社春日井郵便局長
3号委員	高橋敏明	春日井郷土史研究会

(任期 平成31年5月31日)